公表日　**令和８年１１月　２日**

入　札　情　報

R8 - 公募型指名競争入札 第　ＧＳ－６　号	下水道整備課

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第１００条において準用する高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、高松市期間入札試行要領(※)、期間入札(試行)に関する留意事項(※)、入札参加者の心得及び契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をメールで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、メールの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、メールによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など
・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」>「入札・契約情報」>「契約監理課ホームページ」の「契約事務全般など」に掲載しています。
・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を**令和８年１１月６日(金)正午**までに**下水道整備課**に提出する必要がありますので、御注意ください。
・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1　入札に付する事務	高松市下水道管路布設路線に関する空洞調査業務委託
2　業務の履行場所	高松市郷東町外２町地内
3　業務の種類	土木関係建設コンサルタント
4　業務概要	路面下空洞調査業務　一式
5　履行期間	契約締結日から令和９年３月１２日（金）まで
6　予定価格	１０，５４０，０００円（税抜き価格）
7　最低制限価格	設定しない

８　業務の保証期間	完了の日から向３年間
９　入札保証金	要しない
１０　契約保証金	要する（契約金額の 100 分の 10 以上の額（高松市契約規則第 24 条各号に該当する場合はこの限りでない。【注意事項】（６）参照））
１１　支払条件	（１）前金払　有り （２）部分払　無し （３）完了払　有り
１２　入札参加条件	（１）申請日現在、当該業種において高松市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登載されて連続して２年を経過している**市内企業**又は**準市内企業**（市内企業及び準市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。 （２）高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 （３）高松市公募型指名競争入札試行要領第４条第１項第１号及び第５号から第７号までに掲げる要件を満たすこと。 （４）過去１５年以内に完了した次の履行実績を有すること（発注期間は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準に記載のものに限る。）。 下水道を対象にした高密度表面波探査の実績を有すること。 （５）業務の内容に適合した管理技術者等を配置できること。 （６）指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
１３　入札参加申請	入札参加を希望する者は、参加申請書及び実績調書（指定用紙）に、１２入札参加条件（４）及び（５）を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、持参又は FAX・メールにより提出すること。 申請受付ＦＡＸ番号　087-839-2772 Ｅ－mail　gesuiseibi@city.takamatsu.lg.jp ※　受信確認のため、メール送信後、送信した旨の連絡を１４参加申請書提出期間中の市の執務時間中（午前８時３０分から午後５時まで）に電話連絡すること。 電話番号　087-839-2771
１４　参加申請書提出期間	令和８年１１月　２日（月）から 令和８年１１月　６日（金）正午必着

１５　指名(非指名)通知		（１）入札参加資格の有無については、令和８年１１月１０日（火）までにメールで送信する。 （２）指名した者には入札通知書を、指名しなかった者にはその理由を送信する。
１６　現場説明		実施しない。なお、設計図書については、このページを開く画面から閲覧及びダウンロードできます。
１７　質問及び回答		（１）本業務の内容に質問がある場合は、令和８年１１月１１日（水）正午までに質問書（指定様式）を下水道整備課にＦＡＸ又はメールで送信すること。 質問受付ＦＡＸ番号　087-839-2772 Ｅ－mail　gesuiseibi@city.takamatsu.lg.jp （２）質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア　閲覧期間　令和８年１１月１２日（木）から 令和８年１１月１６日（月）まで （市役所閉庁日を除く。） イ　閲覧時間　午前９時から正午まで及び 午後１時から午後５時まで （閲覧初日に限り、午後１時までに閲覧開始） ウ　閲覧場所　都市整備局 下水道部 下水道整備課
１８　入札書の提出期間及び提出先		（１）直接持参のこと （２）提出期間 令和８年１１月１６日(月)から 令和８年１１月２０日(金)まで （市役所閉庁日を除く。） （３）提出先 都市整備局下水道部下水道整備課 （注）提出時間は、いずれの日も午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時までです。
１９　開札	日時	令和８年１１月２５日（水）午前１０時００分
	場所	高松市役所防災合同庁舎　４階　４０１会議室
２０　開札立会人		高松市期間入札試行要領に基づき、選出された立会人の立会いの下、開札する。
２１　再度入札		無
２２　問合せ先		高松市番町一丁目８番１５号防災合同庁舎２階 都市整備局 下水道部 下水道整備課 下水道維持係 山本壮真・山本浩之 電話番号　087-839-2771 ＦＡＸ番号　087-839-2772 Ｅ－mail　gesuiseibi@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

（１）　落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

（２）　入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条

及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。

（３） 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。ただし、今回の入札は持参のみの受付とする。

（４） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、金額の訂正は認められない。

（５） 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

（６） 契約保証金　次に定めるところによる。

ア　落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ　契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ　落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(参考)

高松市契約規則(抄)

（契約保証金の減免）

第24条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合はには、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（１）（略）

（２） 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（３） 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（４） 契約者が、過去2年間の間に国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（５）・（６）・（７）・（８）(略)

（９） 契約者が連帯保証人を立てたとき。

(10)　(略)

（７） 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

（８） 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによるが、本案件

について、落札者は、落札決定後７日以内に、記名押印した契約書を持参により提出しなければならない。

（９） 落札者が契約締結日までの間において高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示４０３号）による指名停止をされた場合は、契約を締結しないことがある。また、契約の相手方の決定の取消しについては、高松市契約規則第１４条の５の例によるものとする。

（１０） 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第２６号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第２６号を適用し指名停止をする場合の運用基準（抄）

１　要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

（１） 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

（２） 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

（３） 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

（４） 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

（５） 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

（６） 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

（７） 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページ（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html）を御参照ください。

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提

出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com　書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、（５）以外は、法定事項である。

（１）　所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２）　雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３）　労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４）　賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

（５）　本業務の設計は、国土交通省の公共工事設計労務単価等に基づき積算しているので、この点に留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

（６）　労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（７）　（１）から（６）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

上記で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。